

# セキュリティサービス利用規約

## 第1章 総則

### (セキュリティサービス)

第1条 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下、「当社」といいます）と別表（契約事業者）に記載する当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下、「アイテム」といいます。）はセキュリティサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、ソースネクスト株式会社（以下、「ソースネクスト」といいます。）が提供する別表記載のセキュリティソフトをセキュリティサービス（以下、「本サービス」といいます。）として提供します。

### (本約款の変更)

第2条 当社は、本規約（別表を含みます。以下、同じとします。）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。変更後の規約は当社ホームページ（<https://www.mctv.jp/>）において公表します。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

### (用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有する別表（セキュリティソフト）記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手又は利用するために必要なID及びパスワード等のデータ
SIMカード	利用者識別番号その他の情報を記憶する事ができるカードであって、ケーブルスマホサービスの提供のために当社が加入者に貸与するもの

## 第2章 本サービスの提供

### (本サービスの提供方法)

第4条 当社は所定の方法により本契約者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付します。  
2 本製品の著作権は、前項にしたがって本契約者に本製品のダウンロード用URL及びシリアルコードが交付された時点で本契約者に移転するものとします。  
3 本契約者は本製品のダウンロード又はインストールする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとします。

## 第3章 契約

### (契約の単位)

第5条 当社は、SIMカード一枚につき、一本契約を締結するものとします。

### (契約の方法)

第6条 本サービスの申込みをすときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きにしたがって申し出るものとします。

### (契約の成立)

第7条 加入契約は、加入申込者が当社所定の加入契約申込書、並びに次の各号を提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

- (1) 本契約の加入申込者の本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年4月15日法律第31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の加入者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下、同じとします。）のために当社が定める書類
  - (2) 加入手続きを代理人に行わせる場合、その代理人が加入申込者から委任されていることを証する書類及び、加入申込者の家族である事を証する書類、並びに代理人の本人確認のために前号に定める書類
  - (3) その他、申込みの内容を特定するために必要な事項の書類
- 2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスを提供することが著しく困難なとき
  - (2) 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき
  - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

### (本サービスの利用開始日)

第8条 当社は本サービスの利用開始日を次のとおり定めるものとし、利用開始日から本サービスを提供します。

- (1) ケーブルスマホサービス新規申込の場合で、SIMカードを店頭で受渡す場合は、その受渡し日とし、郵送等にて受渡す場合は当社から本契約者にSIMカードを発送した日とする
- (2) ケーブルスマホサービスの加入者の場合は、変更申込書に加入者が指定する日とする

### (契約内容の変更)

第9条 本契約者は、第6条（契約の方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約の成立）に準じて取り扱います。

### (権利譲渡の禁止)

第10条 本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

### (本契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。  
2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。  
3 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。  
4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

### (本契約者の氏名等の変更の届け出)

第12条 本契約者は、その商号、氏名、所在地、又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

# セキュリティサービス利用規約

- 前項による変更があったにもかかわらず当社に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、氏名、所在地又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 第4章 料金 (料金)

第13条 当社が提供する本サービスの料金は、別表（料金表）に定めるところによります。

### (利用料の支払義務)

- 本契約者は、別表（料金表）に定める料金（以下、「利用料」といいます。）の支払を要します。なお、利用料は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料の支払を要します。
- 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

### (遅延損害金)

第15条 本契約者は、利用料その他約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.5%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

### (端数処理)

第16条 当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (利用料の支払)

第17条 本契約者は、ケーブルスマホ基本利用料と合わせて本サービスの利用料を支払うものとします。

## 第5章 本サービス提供の終了等

### (本サービス提供の終了)

- 当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (本契約者が行う契約解除)

第19条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望の一ヶ月前までに当社所定の方法により届け出るものとします。

### (当社が行う契約解除)

第20条 当社は、ケーブルスマホサービスの加入契約が解除された場合、本契約を解除するものとします。

## 第6章 個人情報の取扱

### (個人情報の取扱)

- 本契約者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社が本契約者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 本契約者は、アイテムが、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。
- 当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用します。本契約者は上記利用目的に同意するものとします。

## 第7章 損害賠償

### (損害賠償)

第22条 当社及びアイテムは、本契約者が本サービスの提供に関して損害を被った場合、何ら責任を負いません。

## 第8章 雑則

### (法令に定める事項)

第23条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### (紛争の解決)

- 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 本契約者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

### (附則)

第25条 本規約は、平成28年7月4日から実施します。

## 別表

### (契約事業者)

社名：株式会社アイテム  
所在地：大阪府大阪市西区新町1丁目33番23号  
URL：<https://ns.i-tem.co.jp/>

### (セキュリティソフト)

製品名称：スマートフォンセキュリティ

### (料金表) 表示価格は税込です

品目	料金	備考
スマートフォンセキュリティ	165円/月	